

第4次 船橋市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

シティ
コミュニケーション船橋の
創出をめざして



令和4年3月
船橋市

地域福祉計画ってどんな計画？

「地域福祉」とは、近所の誰かが困ったときに、互いに声をかけ助け合い、また地域の中にある課題を共有し、地域全体で解決できるような仕組みのことです。

近年では、既存サービスでは対応が難しい複雑な問題を抱えた人がいたり、地域の中で人間関係がうまく作れず孤立してしまっている人がいたり、かつてのように隣近所で気軽に助け合うことが難しくなっています。このような課題を解決していくには、一人ひとりが自分の住んでいる地域の課題について知ること、また、人と地域団体、行政などが世代や分野を超えて一緒に考えていくことが必要です。

この計画では、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるようにするために、市民一人ひとりが行うこと、地域全体として取り組むこと、公的機関が支援することを定めています。



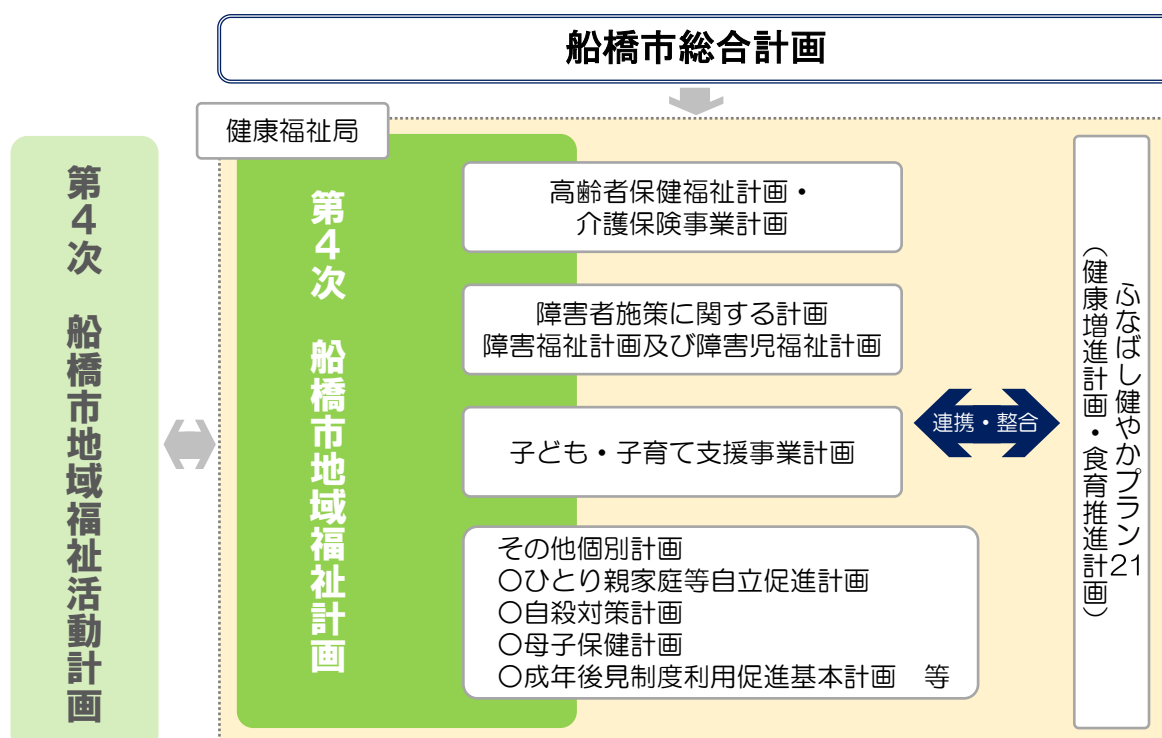
計画の位置づけ・期間

○「第4次船橋市地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけるものです。

○高齢者、障害者、子育て等、福祉の分野別計画を内包した総合的な計画です。

○計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画の位置づけイメージ



地域福祉計画の理念

船橋市の市民一人ひとりが、自らの住む地域に積極的にに関わり、
誰もが認め合いながら、地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

地域福祉の役割分担

地域福祉の推進は、個人・地域社会・行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。この計画では、それぞれの立場で努力していくことを下記の3つに区分して表記しています。

自助

日常生活の様々な課題に対して、個人や家族の支え合いによって主体的に努力し、解決を図ることを「自助」といいます。

共助互助

住民同士や地域で活動する団体における助け合い・支え合いによって課題の解決を図ることができる地域社会のことを「共助」といいます。
また、隣近所で助け合うなどの相互扶助のことを「互助」といいます。

公助

自助や共助・互助だけでは解決できない課題について、行政などの公的機関において提供するサービスや支援のことを「公助」といいます。

【地域福祉計画のシンボルマーク】

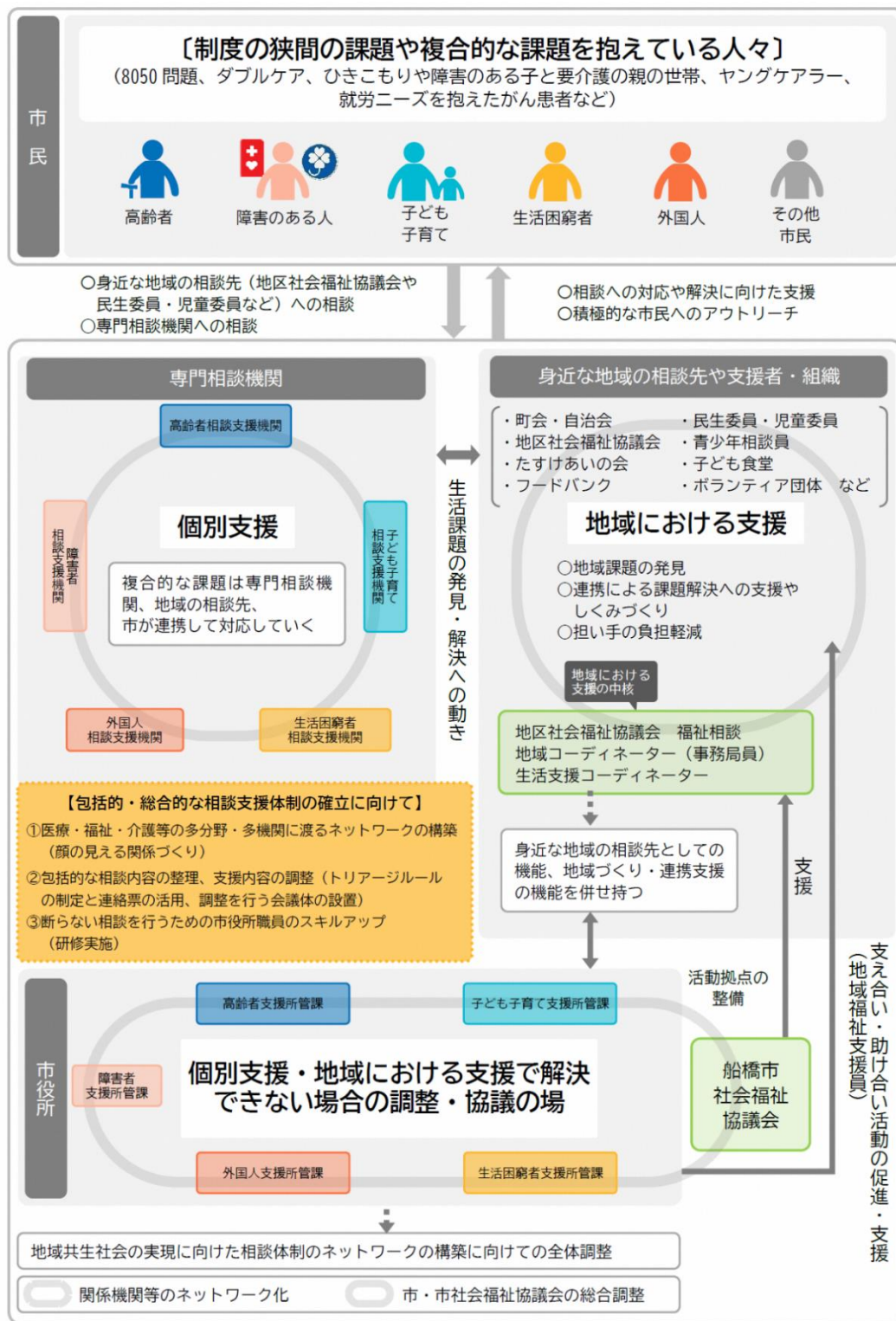
「自助」「共助・互助」「公助」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることによって「幸せ」のシンボルである四つ葉のクローバーにしていきたいという願いを込めました。



船橋市の目指す地域共生社会

「地域共生社会」とは、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

市では、地域におけるボランティアの確保・育成や、地域の各種団体間の連携を図るとともに、地域での支援だけでは解決が難しい制度の狭間の問題や複合的な問題を抱えた人（子育てと介護を同時に行うダブルケア等）の相談を、既存の公共機関が包括的に受け止め、問題解決のための道筋をたてられるような相談支援体制を構築します。



計画のメインテーマと施策体系

メインテーマ

コミュニケーション船橋（シティ）の創出

本市では「第1次船橋市地域福祉計画」から、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマに掲げ、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを重点に事業に取り組んできました。その後、第2次・第3次計画においても、このメインテーマを受け継ぎながら、さらなる地域力の向上を図ってきたところです。

本計画においても、これまでのメインテーマを継承し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人とが出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めます。

メインテーマ	基本方針	基本施策	主な取り組み例
コミュニケーション船橋（シティ）の創出	柱1 心をつなぐ先ずは知り合い	(1) 人と人がふれあう環境の創造	①福祉に対する意識の醸成・福祉人材の育成 ②地域における支え合いの促進
		(2) 相互理解の促進	①人権・一人ひとりが多様性を認め合う心のバリアフリーについての意識啓発 ②外国人住民と市民との交流促進
		重点施策 (3) 心をつなぐ仕組みづくり	①地域住民等が集う拠点づくり ②地域交流事業の促進 ③地域情報等の発信
	柱2 地域で楽しく暮らせる 共に楽しみ・遊んで	重点施策 (1) 社会参加の促進・生きがいの創造	①市民活動・組織の活性化 ②社会参加の機会の創出・就労の支援
		(2) 地域を核とした健康づくりの促進	①地域で行う体操等の推進 ②こころの健康づくりの充実
		(3) 居住・移動の自由の確保	①多様な外出等の支援 ②居住支援の推進
	柱3 安心して暮らせる地域づくり 困ったときには助け合う	重点施策 (1) 包括的な相談支援体制の充実	①専門相談支援機関の強化 ②身近な地域の相談先の充実 ③連携体制等の強化
		(2) 生活困窮者等への支援の推進	①生活困窮者等への支援強化 ②困難を抱える子供・若者への支援 ③再犯防止施策の推進
		(3) 防災・防犯対策の充実	①災害時における要配慮者支援体制の充実 ②日常における防犯体制の充実
		(4) 地域医療・地域見守り体制の充実	①地域医療体制の充実 ②認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実
		(5) 権利擁護と虐待防止の推進	①福祉サービス事業者の育成 ②成年後見制度等の利用促進 ③地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

施策の展開

柱1 心をつなぐ地域づくり～まずは知り合い～

○高齢者や障害のある人、子供等との交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我が事』として捉え、解決を試みることができるよう意識の醸成を図ります。

○地域コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い、支え合いを促進する等、多様な活動の充実に努めます。

自助

○挨拶や声かけ等、日頃から地域の人とコミュニケーションをとります。

○高齢者や障害のある人、子育て世帯、外国人等、異なる立場について理解を深めます。

○地域での仲間づくりや世代間交流・地域間交流の機会に可能な限り参加します。

など

共助 互助

○地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開します。

○地域の課題解決に向け、地域の活動団体間で積極的に交流・情報共有します。

○さまざまな立場の地域住民が参加できる場や機会を設けます。

○地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握します。

○地域の活動や交流の場の情報を発信します。

など

公助

○地域住民に対し、地域活動団体等の情報の周知を図り、地域のつながりの強化と地域の活性化につなげます。

○さまざまな広報媒体を活用し、高齢者や障害のある人、子育て世帯や外国人住民等を含めた市民に必要な情報を提供します。

○世代や立場、地域を超えて誰もが交流できる場や居場所を提供します。

など



柱2 楽しく暮らせる地域づくり～共に楽しみ・遊んで～

○誰もが、地域でいつまでも生き生きと暮らし、地域の中でさまざまな活動をする
ことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生き
がいきなり活動に取り組みます。

○社会参加の基盤づくりとして、就労や居住、移動支援等の充実を図ります。

自助

○市民活動やボランティア活
動に積極的に参加します。

○健康診断の受診や運動の習
慣化等、主体的に健康づくり
に取り組み、自らの健康維持
に努めます。

○高齢者・障害のある人等の移
動に協力します。

など

共助 互助

○市民活動団体・ボランティア
団体同士による交流を行いま
す。

○地域ぐるみで健康の維持・増
進に取り組みます。

○地域の助け合いによる移動
の仕組みを構築します。

など

公助

○新たな市民ボランティアの
発掘や活動機会を提供する
とともに、福祉ボランティア
の情報提供や学習会を実施
し、自発的な取り組みを支援
します。

○健康診断の受診や生活習慣
病予防を進め、生涯にわたる
健康な生活習慣の定着を推
進します。

○地域公共交通ネットワーク
形成の取り組みに連動しな
がら、利用状況・ニーズを
踏まえ、快適に移動でき、
利用しやすい移動手段等を
検討します。

など



柱3 安心して暮らせる地域づくり～困ったときには助け合う～

○多様化・複雑化する生活課題に『包括的に』対応するため、誰もが福祉等に関する必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

○地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

自助

○困ったときは、ひとりで悩まず相談をします。

○経済的な困窮や更生保護について、偏見を持つことなく理解に努めます。

○日頃から防災意識及び防犯意識を高めます。

など

共助 互助

○民生委員・児童委員や町会・自治会、福祉施設等が連携し、多様化する地域での相談ごとに対応します。

○地域で支援を必要としている人を民生委員・児童委員等、適切な相談者等へつなげます。

○災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。

など

公助

○各分野での相談窓口において包括的に相談を受け止め、複合化・複雑化した課題については必要に応じて関係機関につなぎ、連携を図ります。

○関係機関や団体、ボランティア等と連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスを推進します。

など

計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、外部委員で構成された「地域福祉計画推進委員会」で進捗管理をしていきます。

計画を立てる（Plan）→計画を実行する（Do）→点検・評価する（Check）→見直しをする（Action）の、いわゆるPDCAサイクルの考え方に基づき、定期的・継続的に改善をしながら計画を進めていきます。

第4次船橋市地域福祉計画 概要版

船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課

〒273-0011 船橋市湊町2-10-18

発行：令和4年3月

TEL：047-436-2314